

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

I. 社会福祉事業区分

① 法人運営拠点区分

ア 法人運営サービス区分

② 地域福祉拠点区分

ア 地域福祉サービス区分

イ 福祉大会サービス区分

ウ 介護支援ボランティアサービス区分

エ 助成サービス区分

オ 音楽療法推進サービス区分

カ 心配ごと相談サービス区分

キ 生活福祉資金貸付サービス区分

ク しあわせ金庫資金貸付サービス区分

ケ 社会参加促進サービス区分

コ ボランティアセンター運営サービス区分

サ 災害ボランティア支援センター運営サービス区分

③ 共同募金拠点区分

ア 一般募金配分金サービス区分

④ 在宅サービス拠点区分

ア 訪問介護サービス区分

イ 障害者居宅介護サービス区分

ウ 桑名生活介護サービス区分

エ 多度生活介護サービス区分

- オ 西部通所介護サービス区分
- カ 北部通所介護サービス区分
- キ 多度通所介護サービス区分
- ク 長島通所介護サービス区分
- ケ 移動支援（外出介護）サービス区分
- コ 桑名日中一次支援サービス区分
- サ 多度日中一次支援サービス区分
- ⑤ 障害者計画相談拠点区分
 - ア 障害者計画相談サービス区分
- ⑥ 福祉サービス利用援助拠点区分
 - ア 日常生活自立支援サービス区分
- ⑦ 施設管理拠点区分
 - ア 桑名福祉センター管理運営サービス区分
 - イ 桑名北部老人福祉センター管理運営サービス区分
 - ウ 総合福祉会館管理運営サービス区分
 - エ 多度すこやかセンター管理運営サービス区分
 - オ 長島デイサービスセンター管理運営サービス区分
 - カ 長島福祉健康センター管理運営サービス区分
- ⑧ 清風園管理運営拠点区分
 - ア 清風園管理運営サービス区分
- ⑨ 山崎苑運営拠点区分
 - ア 山崎苑運営サービス区分
- ⑩ 介護予防生活支援拠点区分
 - ア 介護予防生活支援サービス区分
 - イ 自立ヘルプサービス区分
 - ウ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス区分

II. 公益事業区分

- ① 地域包括支援センター拠点区分
 - ア 北部西地域包括支援センターサービス区分
 - イ 北部東地域包括支援センターサービス区分
 - ウ 総合相談支援サービス区分
- ② 要介護認定調査拠点区分
 - ア 要介護認定調査サービス区分
- ③ 介護員養成研修拠点区分
 - ア 介護員養成研修サービス区分
- ④ 成年後見拠点区分
 - ア 成年後見サービス区分
- ⑤ 生活困窮者自立相談支援拠点区分
 - ア 生活困窮者自立相談支援サービス区分
- ⑥ 生活支援体制整備拠点区分
 - ア 生活支援体制整備サービス区分
- ⑦ ケアプランセンター拠点区分
 - ア 障害者相談支援サービス区分
 - イ 居宅介護支援サービス区分
- ⑧ 文化・スポーツ拠点区分
 - ア 大山田コミュニティプラザ管理運営サービス区分
 - イ スター21管理運営サービス区分
 - ウ 陽だまりの丘複合施設管理運営サービス区分
 - エ 六華苑管理運営サービス区分
 - オ 住吉浦休憩施設管理運営サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	55,865,066	0	0	55,865,066
建物	8,194,972	0	459,948	7,735,024
定期預金	15,000,000	0	0	15,000,000
合計	79,060,038	814,528	1,274,476	78,600,090

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産 該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	24,097,744	16,362,720	7,735,024
小計	24,097,744	16,362,720	7,735,024
その他の固定資産			
建物	5,880,603	4,861,407	1,019,196
車輛運搬具	31,383,666	30,651,567	732,099
器具及び備品	50,253,770	46,343,647	3,910,123
小計	87,518,039	81,856,621	5,661,418
合計	111,615,783	98,219,341	13,396,442

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	111,420,941	0	111,420,941
未収金	378,890	0	378,890
長期貸付金	210,000	0	210,000
合計	112,009,831	0	112,009,831

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 基金・積立預金取崩

社協運営積立金

20,300,000円…桑) 法人運営事業にて社協運営積立金を取り崩し、桑) 法人運営事業の運営費に9,800,000円、地域福祉事業の運営費に10,500,000円を充当した。

事業運営安定積立金

24,387,000円…桑) 法人運営事業にて事業運営安定積立金を取り崩し、多) 通所介護事業の運営費に3,500,000円、総合相談支援事業の運営費6,000,000円、北部東包括支援センターの運営費に3,950,000円、多世代共生型複合施設設計着手金に9,137,000円、同コンサルティング業務依頼費に1,800,000円を充当した。

退職手当積立金

6,156,864円…桑) 法人運営事業にて退職手当積立金を取り崩し、退職金に充当した。

(2) ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高総額1年未満 16,195,836円、1年超 23,560,071円、総額 39,755,907円

計算書類に対する注記（法人運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
ア 法人運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	55,865,066	0	0	55,865,066
建物	8,194,972	0	1,204,980	6,989,992
定期預金	15,000,000	0	0	15,000,000
合計	79,060,038	0	1,204,980	77,855,058

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	22,341,000	15,351,008	6,989,992
小計	22,341,000	15,351,008	6,989,992
その他の固定資産			
建物	4,127,182	3,913,593	213,589
車輛運搬具	23,099,806	23,099,793	13
器具及び備品	13,797,089	13,711,027	86,062
小計	41,024,077	40,724,413	299,664
合計	63,365,077	56,075,421	7,289,656

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	14,190,296	0	14,190,296
未収金	23,750	0	23,750
合計	14,214,046	0	14,214,046

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにする

ために必要な事項

・基金・積立預金取崩

社協運営積立金

20,300,000円…桑) 法人運営事業にて社協運営積立金を取り崩し、桑) 法人運営事業の運営費に9,800,000円、地域福祉事業の運営費に10,500,000円を充当した。

事業運営安定積立金

24,387,000円…桑) 法人運営事業にて事業運営安定積立金を取り崩し、多) 通所介護事業の運営費に3,500,000円、総合相談支援事業の運営費6,000,000円、北部東包括支援センターの運営費に3,950,000円、多世代共生型複合施設設計着手金に9,137,000円、同コンサルティング業務依頼費に1,800,000円を充当した。

退職手当積立金

6,156,864円…桑) 法人運営事業にて退職手当積立金を取り崩し、退職金に充当した。

・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

法人運営拠点区分・・・1年未満 1,269,264円、1年超 1,861,066円、総額 3,130,330円 (詳細は別紙参照)

計算書類に対する注記（地域福祉拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 地域福祉拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(⑩)）

- ア 地域福祉サービス区分
- イ 福祉大会サービス区分
- ウ 介護支援ボランティアサービス区分
- エ 助成サービス区分
- オ 音楽療法推進サービス区分
- カ 心配ごと相談サービス区分
- キ 生活福祉資金貸付サービス区分
- ク しあわせ金庫資金貸付サービス区分
- ケ 社会参加促進サービス区分
- コ ボランティアセンター運営サービス区分
- サ 災害ボランティア支援センター運営サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	0	814,528	69,496	745,032
合計	0	814,528	69,496	745,032

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,756,744	1,011,712	745,032
小計	1,756,744	1,011,712	745,032
その他の固定資産			
建物	301,350	106,674	194,676
器具及び備品	2,422,732	2,407,362	15,370
小計	2,724,082	2,514,036	210,046
合計	4,480,826	3,525,748	955,078

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,768,821	0	2,768,821
未収金	29,660	0	29,660
長期貸付金	210,000	0	210,000
合計	3,008,481	0	3,008,481

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
地域福祉拠点区分・・・1年未満 273,772円、1年超 315,693円、総額 589,465円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（共同基金拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更
該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 共同基金拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(㊸)）
 - ア 一般基金配分金サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	769,845	385,506	384,339
車輛運搬具	1,358,790	1,358,789	1
器具及び備品	187,110	187,109	1
小計	2,315,745	1,931,404	384,341
合計	2,315,745	1,931,404	384,341

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（在宅サービス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 在宅サービス拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（⑪））

- ア 訪問介護サービス区分
- イ 障害者居宅介護サービス区分
- ウ 桑名生活介護サービス区分
- エ 多度生活介護サービス区分
- オ 西部通所介護サービス区分
- カ 北部通所介護サービス区分
- キ 多度通所介護サービス区分
- ク 長島通所介護サービス区分
- ケ 移動支援（外出介護）サービス区分
- コ 桑名日中一次支援サービス区分
- サ 多度日中一次支援サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輛運搬具	5,781,550	5,781,543	7
器具及び備品	12,666,815	11,362,643	1,304,172
小計	18,448,365	17,144,186	1,304,179
合計	18,448,365	17,144,186	1,304,179

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	53,557,953	0	53,557,953
未収金	57,620	0	57,620
合計	53,615,573	0	53,615,573

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
 在宅サービス拠点区分・・・1年未満 8,623,220円、1年超 12,168,078円、総額 20,791,298円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（障害者計画相談拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 障害者計画相談拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))

ア 障害者計画相談サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,853,640	0	1,853,640
未収金	4,120	0	4,120
合計	1,857,760	0	1,857,760

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
障害者計画相談拠点区分・・・1年未満 145,152円、1年超 23,760円、総額 168,912円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（福祉サービス利用援助拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 福祉サービス利用援助拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
 - ア 日常生活自立支援サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	1,033,520	301,443	732,077
小計	1,033,520	301,443	732,077
合計	1,033,520	301,443	732,077

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	653,350	0	653,350
未収金	4,120	0	4,120
合計	657,470	0	657,470

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
福祉サービス利用援助拠点区分・・・1年未満 62,304円、1年超 171,358円、総額 233,662円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（施設管理拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 施設管理拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(㊦))
 - ア 桑名福祉センター管理運営サービス区分
 - イ 桑名北部老人福祉センター管理運営サービス区分
 - ウ 総合福祉会館管理運営サービス区分
 - エ 多度すこやかセンター管理運営サービス区分
 - オ 長島デイサービスセンター管理運営サービス区分
 - カ 長島福祉健康センター管理運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊦))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	682,226	455,634	226,592
車両運搬具	110,000	109,999	1
器具及び備品	18,533,920	16,734,760	1,799,160
小計	19,326,146	17,300,393	2,025,753
合計	19,326,146	17,300,393	2,025,753

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	8,824,377	0	8,824,377
未収金	42,260	0	42,260
合計	8,866,637	0	8,866,637

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
施設管理拠点区分・・・1年未満 1,432,272円、1年超 2,653,961円、総額 4,086,233円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（清風園管理運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 清風園管理運営拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（㊸））
 - ア 清風園管理運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	1,682,204	1,343,570	338,634
小計	1,682,204	1,343,570	338,634
合計	1,682,204	1,343,570	338,634

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	19,840	0	19,840
未収金	37,600	0	37,600
合計	57,440	0	57,440

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
清風園管理運営拠点区分・・・1年未満 151,632円、1年超 0円、総額 151,632円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（山崎苑運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 山崎苑運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(Ⅱ)）
ア 山崎苑運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	12,360	0	12,360
合計	12,360	0	12,360

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
山崎苑運営拠点区分・・・1年未満 179,152円、1年超 329,734円、総額 508,886円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（介護予防生活支援拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 介護予防生活支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))

ア 介護予防生活支援(給食)サービス区分

イ 自立ヘルプサービス区分

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス区分

- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	161,200	0	161,200
合計	161,200	0	161,200

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（地域包括支援センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 地域包括支援センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))

- ア 北部西地域包括支援センターサービス区分
- イ 北部東地域包括支援センターサービス区分
- ウ 総合相談支援サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅲ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	963,900	597,176	366,724
小計	963,900	597,176	366,724
合計	963,900	597,176	366,724

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,560,672	0	6,560,672
未収金	57,770	0	57,770
合計	6,618,442	0	6,618,442

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・平成29年4月1日から認知症施策推進事業を受託し実施した。
- ・平成29年4月1日から介護予防ケアマネジメント事業を受託し実施した。
- ・平成29年6月1日から機能強化型地域包括支援センター事業を受託し実施した。
- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
地域包括支援センター拠点区分・・・1年未満 1,562,732円、1年超 1,545,420円、総額 3,108,152円
(詳細は別紙参照)

計算書類に対する注記（要介護認定調査拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 要介護認定調査拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))

ア 要介護認定調サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅲ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	31,020	0	31,020
未収金	7,270	0	7,270
合計	38,290	0	38,290

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- ・ ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
要介護認定調査拠点区分・・・1年未満 238,920円、1年超 731,290円、総額 970,210円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（介護員養成研修拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…償却原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・ファイナンス・リース取引に係る資産
リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 介護員養成研修拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
 - ア 介護員養成研修サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（成年後見拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 成年後見拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))

ア 成年後見サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	366,000	0	366,000
合計	366,000	0	366,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
成年後見拠点区分・・・1年未満 29,808円、1年超 57,132円、総額 86,940円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（生活困窮者自立相談支援拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 生活困窮者自立相談支援拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（⑪））
 - ア 生活困窮者自立相談支援サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	16,480	0	16,480
合計	16,480	0	16,480

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（生活支援体制整備拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 生活支援体制整備拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))
ア 生活支援体制整備サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,898,506	0	1,898,506
未収金	4,120	0	4,120
合計	1,902,626	0	1,902,626

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
生活支援体制整備拠点区分・・・1年未満 104,364円、1年超 56,103円、総額 160,467円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（ケアプランセンター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者相談支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅸ))

ア 障害者相談支援サービス区分

イ 居宅介護支援サービス区分

- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅹ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	9,071,619	0	9,071,619
未収金	31,840	0	31,840
合計	9,103,459	0	9,103,459

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
ケアプランセンター拠点区分・・・1年未満 1,047,444円、1年超 241,954円、総額 1,289,398円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（文化・スポーツ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 文化・スポーツ拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))

ア 大山田コミュニティプラザ管理運営サービス区分

イ スター21管理運営サービス区分

ウ 陽だまりの丘複合施設管理運営サービス区分

エ 六華苑管理運営サービス区分

オ 住吉浦休憩施設管理運営サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,463,647	0	11,463,647
未収金	49,920	0	49,920
合計	11,513,567	0	11,513,567

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
文化・スポーツ拠点区分・・・1年未満 1,075,800円、1年超 3,404,522円、総額 4,480,322円（詳細は別紙参照）